

# ハノイ日本人学校PTA規約

## 第1章 総則

[名称、所在地]

第1条 本会は、ハノイ日本人学校PTAと称し、事務所をハノイ日本人学校(以下学校という)校内におく。

[目的]

第2条 本会は、保護者と教職員が協力し、家庭、学校及び地域社会における児童生徒の心身の健やかな成長を願い、その幸福を増進し、よりよい環境のもとで教育の進展に努めることを目的とする。

[事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 家庭と学校との緊密な連携を図るために必要な事業
- 2 家庭と学校における児童生徒の生活指導及び文化活動に必要な事業
- 3 教育環境の充実に必要な事業
- 4 児童生徒の通学に関する事業
- 5 会員相互の研修及び親睦に必要な事業
- 6 国際親善及び国際交流に必要な事業
- 7 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

[運営方針]

第4条 本会は、教育を本旨とする任意団体として、営利的な活動を営むことなく、いかなる政党や宗派団体からも支援や干渉を受けず、また、これに関与しない。

第5条 本会は、児童生徒の教育のために活動する他の社会的団体や機関と協力する。

## 第2章 会員

[会員資格]

第6条 本会の会員は、ハノイ日本人学校に在籍する児童生徒の保護者並びに常勤教職員(日本国籍非常勤教員を含む)とし、現地職員はこれに含めない。

## 第3章 組織

[組織図]

第7条 本会の組織は、以下に掲げる役員・委員にて構成し、審議・決議また活動を行う総会・代表委員会及び各委員会の関連は、別添組織図による。

## 第4章 役員

[役員]

第8条 本会の目的達成及び諸事業の推進のため役員をおく。

[役員構成]

第9条 本会の役員は、次の通りとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 会計 2名
- 4 書記 1名
- 5 バス担当 1名
- 6 学校長 1名
- 7 学校役員2名（教頭・事務局長）

#### [役員の仕事]

第10条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括するとともに、総会、代表委員会を招集する。会長は学校理事会の理事となる。又、PTAの代表としてスクールバス運行委員会に出席する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の仕事を代行する。
- 3 会計は、総会で承認された予算に基づき、本会の一切の会計事務を処理し、次期定期総会にて決算報告を行う。
- 4 書記は、総会・代表委員会の他、会長が招集する全ての会議の議事に関する事項を記録し、保管する。
- 5 バス担当は、PTAの代表としてスクールバス運行委員会に出席する。
- 6 学校長は、学校の代表として、会務全般にわたり、学校運営の観点からPTA活動を支える。
- 7 学校役員は、教職員の代表として学校との調整をはかるため、代表委員会に出席し、本会の活動に関して意見を述べ、相談に応ずるものとする。

#### [役員を選出]

第11条 役員を選出は別に定める細則による。

#### [役員任期]

第12条 役員の任期は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第5章 委員長及び委員

#### [委員長及びクラス委員兼各委員]

第13条 委員長及びクラス委員兼各委員は、次の通りとする。

- 1 各委員会には委員長を置き、委員会を統括する。
- 2 クラス委員は、PTAのクラス窓口としてクラス担任教員と保護者間の連絡調整を担うと同時に、広報委員会、企画委員会、文化体育委員会いずれかの委員を兼務し各委員会の構成メンバーとなる。但し、代表委員会において決定する各委員会の構成メンバー数によっては、他の委員との兼務を要しない場合もある。なお、中学部3年のクラス委員は、他の委員との兼務はしないものとする。

#### [学校庶務委員]

第14条 学校庶務委員は、学校教職員より選り保護者会員と学校との連絡・調整にあたる。

#### [委員長及び委員を選出]

第15条 委員長及び委員を選出は別に定める細則による。

#### [委員長及び委員の任期]

第16条 委員長及び委員の任期は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第6章 委員会

### [各委員会活動]

第17条 本会規則第1章第3条に関する事業を推進する為、下記の委員会を設置し、次の業務を所轄する。

- 1 企画委員会：学級・学年相互の連携を図る業務。保護者意見・要望を取り纏め代表委員会に諮る業務。総会開催のほか、本会の運営に必要な資料や文書の作成及び事務処理業務。その他、本会発展の為の企画業務等。
- 2 文化体育委員会：会員相互の研修及び親睦を図り、学校行事やイベントに協力する業務。その他、本会の文化体育に関連する事業を取り纏める業務等。
- 3 広報委員会：「PTA便り」の発行及び本会活動の広範な広報業務等。

## 第7章 会計監査

### [会計監査]

第18条 会計監査は、次の通りとする。

- 1 会計監査委員は、当該年度の会計監査を行い、監査結果を次期定期総会で報告する。
- 2 会計監査委員の選出は別に定める細則による。
- 3 会計監査委員の任期は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとし、役員、委員長及び委員を含む2期連続以外の再任を妨げない。

## 第8章 会議

### [会議]

第19条 本会は、次の会議をもつ。

- 1 総会（定期総会、臨時総会及び紙面による臨時総会）
- 2 代表委員会

### [総会]

第20条 総会は次により行われる。

- 1 総会は、本会の最高議決機関であり、年度初めに開催する。
- 2 臨時総会は、会員の2分の1以上の要請があった場合、または代表委員会が必要と認めた場合、会長は1カ月以内にこれを招集しなければならない。
- 3 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）で成立し、議事は出席者の過半数の同意で決定する。賛否同数の場合は、議長が決定する。
- 4 議長は、会員の中から選出する。
- 5 総会での審議及び議決事項は次の通りとする。
  - ① 規約の制定、改正及び廃止に関する事項。ただし、決議については、第26条による。
  - ② 事業報告及び決算報告の承認に関する事項。
  - ③ 事業計画及び予算の承認に関する事項。
  - ④ 役員・企画委員長・文化体育委員長・広報委員長及び会計監査委員の選出報告と承認に関する事項。
  - ⑤ その他、会費関連事項、寄付行為等の本会運営に関する重要事項。

[代表委員会]

第21条 代表委員会は、本会の最高執行機関として原則月1回開催し、本会運営に関する事項を審議する。本会の構成メンバーは、役員及び企画委員長・文化体育委員長・広報委員長（以下、代表委員会メンバーと言う）とするが、必要に応じて関係委員の出席も可能とする。

## 第9章 会 計

[経費]

第22条 本会の活動に要する費用は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

[会費]

第23条 本会の会費は、第2章第6条に定める会員より徴収する。但し、教職員会員且つ保護者会員より重複して徴収はしない。

[使途制限]

第24条 本会の金銭及び財産は、第1章第2条(目的)及び第3条(事業)のため以外には、支出または使用してはならない。

[会計年度]

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第10章 規約の制定及び改廃

第26条 本規約は、総会出席者の3分の2以上の賛同により制定、改正及び廃止することができる。

付 則

本規約は、平成8年6月10日より施行する。

平成9年4月11日一部改正 平成10年4月17日一部改正

平成12年4月17日一部改正 平成14年4月21日一部改正

平成18年3月6日一部改正 平成18年4月23日一部改正

平成19年4月22日一部改正 平成19年11月14日一部改正

平成21年2月9日一部改正 平成22年3月18日一部改正

平成29年4月23日一部改正 令和3年4月25日一部改正

令和4年2月9日一部改正

# ハノイ日本人学校PTA細則

## 第1章 役員・委員の選出

第1条 規約第8章第21条規定の代表委員会メンバー(学校長・学校役員は除く)、第5章第13条規定のクラス委員、第7章第18条規定の会計監査委員の選出方法は、次の通りとする。

### [代表委員会メンバー]

① 代表委員会メンバーの選出は、全会員への公募による立候補を原則とし、代表委員会メンバー選出会(以下、選出会という)を開催し、出席会員の選挙により選出する。

この選出会はPTA臨時総会を兼ねる。

尚、PTA規約第20条に従い、選出会は会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)で成立する。

また、立候補者が1名の場合は、選出会出席会員の過半数の信任をもって当選とする。

② 会員への公募によっても立候補者がいない場合、代表委員会は、代表委員会メンバーに就任可能な会員と協議し推薦候補の同意を得た上で、選出会にて推薦候補者として過半数の信任を得ることにより選出される。

③ 代表委員会メンバーに欠員が生じた場合は、クラス委員の中より、代表委員会にて推薦のうえ被推薦者の同意をもって欠員となった役職に就任し、当該クラスには、補欠として選出しておいたクラス委員が就任する。尚、代表委員会メンバーの欠員による交代にあたっては、総会による承認を要しないものとする。

### [会計監査委員]

① 会計監査委員の選出は、原則として、当該年度代表委員が、会計監査委員に就任可能な、過年度PTA役員及び委員を経験した会員と協議し推薦立候補の同意を得た上で、選出会にて推薦候補者として過半数の信任を得ることにより選出される。

② 会計監査委員に欠員が生じた場合は、代表委員会にて①と同様に過年度PTA役員及び委員を経験した会員から推薦のうえ被推薦者の同意をもって欠員となった役職に就任する。尚、会計監査委員の欠員による交代にあたっては、総会による承認を要しないものとする。

### [クラス委員及び専門委員]

① クラス委員の選出は、新年度のクラス編成発表後の4月に、各クラスにて互選の上、選出する。但し、互選にあたり既に新年度の代表委員会メンバー及び会計監査委員に選出された者は除外する。

尚、クラス委員の互選にあたっては、欠員に備え補欠委員も同時に選出する。

② 選出されたクラス委員は、中学部3年クラス委員を除き、互選にて各委員会の構成委員を選出し、新

年度代表委員会の同意を得る。

この細則は平成8年6月10日より施行する。

平成12年4月17日一部改正 平成18年4月23日一部改正

平成19年11月14日一部改正 平成20年4月27日第2章適用

平成21年2月9日一部改正 平成22年3月18日一部改正

平成23年4月24日一部改正 令和3年4月25日一部改正

令和4年2月9日一部改正